

神護寺薬師如来像の史的考察

皿 井 舞

はじめに

一、神護寺薬師如来像の旧安置寺院の再検討

第一節 「弘仁資財帳」の理解をめぐって

第二節 「承平交替実録帳」の再検討

第三節 資財継承のもつ意味

二、神護寺薬師如来像の造像背景

第一節 先行研究の再検討

第二節 神のための仏

おわりに

はじめに

京都・神護寺に安置される薬師如来像（以下、本像、または神護寺像と略称する。挿図1）は、像高一七〇・六センチメートルの素木の一木彫像である。⁽¹⁾薬師三尊像の中尊として、現在、金堂に安置されている。

本像は、平安時代初期を代表する一木彫像の一つとして知られ、これまでに実に多くの研究が積み重ねられてきた。⁽²⁾本像は、平安時代初期の数少ない基準作であり、また比較的豊富な関連史料を手がかりに、その造像背景を考察することができる貴重な作例である。このことは、制作年や造像背景の不

明なものが多い平安初期の一木彫像のなかで、際立った特色となっている。

また本像は、造形的に特徴ある像が多い平安初期一木彫像のなかでも、きわめて個性的な像であり、このこともまた、本像が注目され続けてきた理由の一つに挙げられるだろう。大ぶりの肉髻・螺髪による巨大な頭部、素材の形状をそのままにいかした体軀の厚み、上半身と下半身の軸線がぶれることによる体軀の奇妙なゆがみ。こうした全身のバランスの不自然さが、本像の醸し出すごみとなっている。面相部もまた左右非対称で、目尻のあがった鋭い目や、口角を下げてへの字に結んだ口もとが、厳しい形相を生み出している（挿図2）。こうしたかたちが生み出す強烈な印象に触発され、本像の背後には尋常ならざる何かがあるに違いないと、これまでさまざまな考えがめぐらされてきたのである。

本稿は、諸先学の研究成果に学びながら、あらためて本像の造像背景を考察しようとするものである。後に詳しく述べるように、現在のところ、諸先学の意見は必ずしも一致しているとは言えない状況にある。こうした状況は、本像の制作年、制作の担い手などに対する考えの差を生み出すことにつながり、作品の基礎的な理解に大きな影響を及ぼしているように思う。本像の基礎的な理解を固めることは、一木彫像成立期の仏像のありようを考える上で

も、必須のものであろう。

以下では、あらためて本像に関わる根本史料の再検討をおこない、その上で、本像の造像背景の問題に臨みたいと思う。

一、神護寺薬師如来像の旧安置寺院の再検討

第一節 「弘仁資財帳」の理解をめぐって

(1) 神護寺の成立

最初に、神護寺の成り立ちについて確認しておきたいと思う。神護寺の成立については、知られるように、『類聚国史』卷一八〇、仏道七、諸寺、天長元年九月壬申条、および『類聚三代格』卷二、年分度者事に所収される天長元年九月二十七日太政官符に詳しい。⁽³⁾

史料1 天長元年（八二四）九月二十七日太政官符（『類聚三代格』卷二、

年分度者事）

太政官符

応_下以_三高雄寺_一為_二定額_一并定_中得度_上経業等_上事

右、正五位下行河内守和氣朝臣真綱等上表僞、昔景雲年中、僧道鏡辱僭_二法王之号_一遂懷_二窺覷之心_一。遍_二邪幣於群神_一、行_二權譎於佞党_一。爰八幡大神、痛_二天嗣之傾弱、憂_二狼奴之將興_一。神兵交_レ鋒、鬼戰連_レ年。彼衆我寡、

邪強正弱。大神歎_二自威之難_レ當、仰_二仏力之奇護_一。乃因_二御夢_一請_二使者_一。

有_レ勅、喚_二臣等故考從三位行民部卿清麿_一、面_二宣御夢之事_一。仍以_二天位_一讓_二道鏡_一之事、令_レ言_二大神_一。清麿奉_二詔旨_一、向_二宇佐神宮_一。于_レ時

大神託宣、夫神有_二大小_一好惡不_レ同。善神惡_二淫祀_一、貪神受_二邪幣_一。我

為_レ紹_二隆皇緒_一扶_中濟国家_上、写_二造一切経及仏_一、諷_二誦最勝王経一万卷_一、

挿図2 同 頭部正面

挿図1 神護寺薬師如来立像 正面

建^二伽藍^一。除^二凶逆於一旦^一、固^二社稷於万代^一。汝^二承此言^一、莫^レ有^二遺失^一。清麿對^二大神^一誓云、国家平定之後、必奏^二後帝^一、奉^レ果^二神願^一。粉^レ身殞^レ命、不^レ錯^二神言^一。還奏^二此言^一、遭^二時不遇^一。身降^二刑獄^一、遂配^二荒隅^一。幸蒙^二神力^一、再入^二帝都^一。宝龜十一年敷^二奏此事^一、天皇感歎親制^二詔書^一。未^レ行之間、遇^二讓位之事^一。天応二年亦奏^二之^一。柏原先帝。即以^二前詔書^一、普告^二天下^一。至^二延曆年中^一、私建^二伽藍^一、名曰^二神願寺^一。天皇追嘉^二先功^一、以^二神願寺^一為^二定額^一。今此寺地勢沙泥不^レ宜^二壇場^一。伏望、相^二替高雄寺^一以為^二定額^一、名曰^二神護國祚真言寺^一。仏像一依^二大悲胎藏及金剛界等^一、簡^レ解^二真言^一僧^二七人^一、永為^二国家^一修^二行^一三密法門。其僧有^レ闕者、扱^レ有^二道行^一僧^二補^レ之^一。又簡^二貞操沙弥^一七人、令^レ転^二読守護国界主經及調和風雨成熟五穀經等^一。昼夜更代不^レ断^二其声^一、七年之後預^二得度例^一。一則果^二大神之大願^一、二則除^二国家之災難^一者。右大臣宣、奉^レ勅、得度一代之間、毎^レ年聽^レ度^二一人^一。自余依^レ請。

天長元年九月廿七日

右の官符によれば、神護寺は、和氣清麻呂の子、真綱と仲世の上奏により、天長元年に成立した。彼らは、父清麻呂が建立した神願寺のかわりに高雄寺（高雄山寺）を定額寺とすること、これを神護國祚真言寺（神護寺）と改名すること、また真言道場とすることなどを奏請した。これが許されて神護寺が成立したのである。高雄寺（高雄山寺）を神願寺にかえて定額寺としたのは、神願寺の地勢が「沙泥」のため壇場に適さなかったからであった。『類聚国史』はこれを「汚穢」であったためとする。

このように、神護寺の成立には、神願寺と高雄山寺という二つの寺が関わっていた。このうち高雄山寺とは、右にみたように神護寺の直接的な前身寺

院で、和氣氏の寺である。草創年代ははっきりとしないが、延暦二十一年（八〇二）までには建立されていたとみられる⁽⁴⁾。

一方の神願寺とは、和氣清麻呂が建立した寺である。その建立経緯についても、史料1に詳しい。奈良時代末期に、清麻呂は、宇佐八幡の託宣を天皇に奏し、道鏡の皇位継承を阻止する役割を果たした。史料1によると、このいわゆる宇佐八幡神託事件の際、八幡神は清麻呂に、「一切経および仏を写造し、最勝王經一万巻を諷読し、一伽藍を建てよ」（史料1の傍線部b）という託宣を下した。この託宣にもとづいて建てられたのが、神願寺である。清麻呂は、光仁天皇の宝龜十一年（七八〇）に寺院建立の許可を求めて許されたが、天皇の崩御のために事がとどこおってしまった。そのため、清麻呂は、次の桓武天皇の代になってあらためて建立の奏上をおこない、延暦年間に至って寺を建て、神願寺と名づけたのであった⁽⁵⁾。桓武天皇は清麻呂の功績をたえ、神願寺を定額寺とすることを認めたという。

このように、神護寺は、神願寺のかわりに、高雄山寺が定額寺となって改名し成立した、真言密教の寺院であった。この神護寺に現在安置されているのが、本稿で取り上げている薬師如来像である。ところが、本像は顕教尊の薬師如来である。すなわち、本像は、本来、真言寺院である神護寺のためにつくられた像ではないとみてよい。本像は、神願寺か高雄山寺のいずれかに安置されていた像とみられるのであり、そのため、これまでその旧安置寺院が議論的となってきたのである。

本像が神願寺の旧像であるとする説は、早く足立康氏が論じられ⁽⁶⁾、これ以降は、この〈神願寺旧像説〉を前提に、本像の造像背景が考察されてきた。これに対し、近年になって、かつてとなえられたことのある〈高雄山寺旧像説〉が提唱された⁽⁷⁾。現在、美術史学分野においては、この両説が並び立つて

おり、十分に議論が尽くされているとは言い難い状況にあるように思う。本像がなぜつくられたのかという造像背景を考える上でも、その旧安置寺院の問題を避けることはできない。そこでまず、関連する基本史料の再検討を通じて、本像が、神願寺と高雄山寺のいずれの寺にあったのかを、確定したいと思う。

(2) 『神護寺略記』

本像の旧所在地の問題に関わる史料として、主に、神護寺に伝えられた『神護寺略記』と「承平交替実録帳」が、これまで注目されてきた⁽⁸⁾。

このうち『神護寺略記』(以下、『略記』とする)は、神護寺に伝来していた文書などを引用してまとめられた寺誌である。『略記』の内容が鎌倉時代末頃まで及ぶこと、また元徳元年(一三二九)と建武三年(一三三六)の具注暦の一部が料紙として用いられていることから、『略記』の成立は鎌倉時代末期頃と推定されている。『略記』の冒頭の項目「堂院事」には、この史料が成立した当時、神護寺にあった堂宇や資財などが列挙される。

史料2 『神護寺略記』堂院事

一、堂院事

金堂

三間檜皮葺堂一宇、在四面庇、戸四具、

五間檜皮葺礼堂一宇、南面部五具、東西各真戸三具、

右承平実録帳云、三間檜皮葺根本堂一宇、四面庇、戸六具、

在五間檜皮葺礼堂一宇、戸五具之中南面三具部、東西脇戸具云々、今ノ金堂。

奉安置

^a 檀像薬師仏像一軀、長五尺五寸、

^a 同脇土菩薩像二軀、各四尺七寸、

已上三尊奉^レ安^ニ置錦帳内。此錦者、為^ニ後白河院

御願^一被^レ懸^レ之。

^b 右弘仁資財帳云、薬師仏像一軀、脇土菩薩像二軀、

^c 承平実録帳云、檀像薬師仏像一軀、長五尺五寸、

同脇土菩薩像二軀、各長四尺五寸云々、

右の傍線部 a によると、神護寺の金堂には、「檀像薬師仏像一軀、長五尺五寸、同脇土菩薩像二軀、各四尺七寸」が安置されていた。ここに記される寸法は、現在、神護寺金堂に安置される薬師三尊像にほぼ一致する。すなわち、ここに記される「檀像薬師仏像」が、本稿で取り上げている神護寺像に相当するのである。

この傍線部 a に関しては、「弘仁資財帳」と、「承平実録帳」(傍線部 b・c)という二つの帳簿の逸文が引用されている。これらの帳簿は、『略記』成立時点で神護寺に伝わっていたとみられるものである。そして本像について記すこの二つの逸文は、本像の由来を示唆するものとして注目されてきたのである。

前者の「弘仁資財帳」とは、弘仁年間(八一〇〜八二四)に作成された寺院の財産目録であり、神護寺が成立した天長元年(八二四)以前のものということになる。すなわち「弘仁資財帳」は、神護寺のものではない。そして、そこに本像についての記載があることより、本像は当初、この「弘仁資財帳」を作成した寺にあったことを示している。しかしながら、『略記』には、「弘仁資財帳」がどこの寺のものなのか述べるところがない。そのため、これが

神願寺と高雄山寺のうち、いずれのものであるのかが、議論の焦点となってきたのである。

(3) 先行研究の再検討

資財帳とは、国家が諸寺の実態を把握・管理するために、諸寺に対して作成を義務づけた財産目録である⁽¹⁰⁾。八世紀前半頃には、国司・国師が檀越・三綱とともに、寺の資財を調査して記録することが義務づけられ、資財帳制の原形が成立したとされる。天平宝字八年(七六四)には、国分寺・定額寺の資財帳が朝廷に提出することとされた。しかしその後、延暦十七年(七九八)から天長二年(八二五)までの十七年間は、定額寺については資財帳の提出が停止されたことが知られている。

先にも述べたように、早くに、本像が神願寺の像であるとする(神願寺旧像説)を論じられたのは、足立康氏であった。氏は、資財帳は官寺が作成するものであるという点を主な論拠として、「弘仁資財帳」は定額寺であった神願寺のものだとされた。これが長く定説となり、この足立説をもとに、本像の造像背景が論じられてきた。ところが一九八九年になって、中野忠明氏が資財帳制度の変遷に注目され、本像が高雄山寺旧像であると述べられたのである⁽¹¹⁾。中野氏は、「弘仁資財帳」の作成された弘仁年間が、定額寺資財帳の提出停止期間に相当することを指摘され、資財帳提出の義務がなくなった神願寺が、弘仁年間に資財帳を作成するはずがないと論じられたのである。

このように、足立・中野両氏は、主に資財帳制度に照らして、神願寺と高雄山寺のうちどちらの寺が、弘仁年間に資財帳を作成する可能性があったのかどうかを議論されている。いったいどちらの説が妥当なのであるか。

いま一度確認すると、足立氏の論拠の一つは、「資財帳は官寺が作成する」

というものであった。すなわち、定額寺に公認され官寺の一つとなっていた神願寺こそが、資財帳を作成した寺院であったとされる。だが、資財帳制度に対する足立氏の認識には一つあやまりがあった。川尻秋生氏が明らかにしておられるように、実際には官寺以外の寺が資財帳を作成する例がある⁽¹²⁾からである。一方の中野説については、定額寺資財帳の提出が停止されたことと、資財帳そのものが作成されなくなったことは別のことだとの批判が、秀平文忠氏によっておこなわれている⁽¹³⁾。秀平氏の批判は、定額寺資財帳提出の停止を命じる次の太政官符をみれば、確かに当を得たものであることが理解される。

史料3 延暦十七年(七九八)一月二十日太政官符(『類聚三代格』卷三、

定額寺事)

太政官符

応^レ停^二定額寺資財帳進^レ官事

右、被^二大納言從三位神王宣^レ一、奉^レ勅、准^レ例五畿七道諸国定額諸寺資財等帳、附^二朝集使^一毎年進^レ官。自^レ今以後、宜^レ停^レ進^レ之。但^レ遷替国司相續^レ檢校。其国分二寺一依^二先例^一。

延暦十七年正月廿日

注目されるのが、この太政官符の末尾に、「ただし、交替する国司は代々^レ檢校せよ」(傍線部)とある点である。少なくとも国司が交替する際には、定額寺資財帳の提出が停止された後も、引き続き、定額寺の資財を調査・確認することが義務づけられていたのである。すなわち、資財帳の提出は停止されたが、国司による寺の資財管理は継続していたのであり、資財帳は当然、

史料4 承平元年(九三二)十一月二十七日勘解由使奏文抄

神護寺実録帳事已下盛淳私勘出取レ意也、

勘解由使謹奏

勘^三神護寺交替実録帳一事

前司別当大僧都法眼和尚位観宿、延喜廿三年正月廿四日任、
延長六年十二月十九日卒去、

上座伝燈法師位常然、延喜廿二年六月廿日任、

寺主伝燈満位明祚、延長二年八月十九日任、

都維那伝燈住位壹情、延長二年八月十九日任、
六十代西西天皇

新司別当宝塔院七禪師伝燈法師位仁樹、延長六年十二月
卅日任

一、堂院

三間檜皮葺根本堂一字、四面庇、戸六具、

五間檜皮葺礼堂一字、(戸五具、之中南面三
具、部、東西脇戸二具)

堂内物

金色十一面観音像、長五尺三寸、

檀像薬師仏像一軀、長二尺六寸、(五尺五寸)
〔同脇土菩薩像二軀長各四
尺五寸〕

檀像阿弥陀仏一軀、長二尺七寸、

八幡大菩薩像一鋪

御座床、二前 前机、二前

白木札盤、二基

六間檜皮葺根本真言堂一字、在二面庇、戸二具、(在額)

〔胎藏界曼荼羅一鋪八、、金銀泥絵、赤紫綾裏、八葉形錦縁、同紐并軸桶

尻等、金剛界曼荼羅一鋪七、、装束同上、天長 皇帝御願〕

三間檜皮葺五仏堂一字、四面庇、戸六具

金色金剛界等身五仏

(中略)

一、諸国庄々田地并券契目録

その後も作成されていたと考えてよい。したがって、定額寺において資財帳の提出が停止されることになったとしても、定額寺である神護寺が資財帳を作成しなくなったとは言えないのである。

このように「弘仁資財帳」を神願寺のものとする足立氏の説、および「弘仁資財帳」を高雄山寺のものとする中野氏の説は、ともに論拠が不十分であり、決めに欠けているようにみえる。⁽¹⁴⁾

では、「弘仁資財帳」は、いったいどちらの寺のものであろうか。本稿では、あくまでも史料の検討を通じて、結論を導きたいと思う。

第二節 「承平交替実録帳」の再検討

(1) 「勘解由使奏文抄」

前節でみた『神護寺略記』には、本像に該当する「檀像薬師仏像一軀、長五尺五寸」という記述があり、この記述に関連して「弘仁資財帳」だけではなく、「承平実録帳」(史料2の傍線部b)も引用されていた。

これとは別に、早く福山敏男氏は、神護寺所蔵の『神護寺略記』の紙背に「神護寺実録帳事」から始まる一文のあることを発見され、その本文と内容を詳しく紹介しておられる。⁽¹⁵⁾ 福山氏が紹介されたこの帳簿は、「承平実録帳」の原本を、僧盛淳が部分的に勘出して成ったもので、これをその後さらに何度か転写したものである。これは、「承平実録帳」の原本をうかがい知るための貴重な史料として、これまでも注目を集めてきた。

福山氏は、この史料を「承平交替実録帳」と命名され、現在もこの名称が用いられることが多い。だが、解由制度の研究が進んだ現段階にあつては、以下述べるような作成手続き・機能からみて、「勘解由使奏文抄」とでも呼ぶことが適切なものようである。

登美庄 大和国、秋篠庄 同国、
吉田庄 河内国、高瀬庄 同国、

如是四十箇庄諸国有之、

一、縁起資財図券勅書宣命目録

神願寺縁起帳、二卷

神願寺資財帳、二卷

神護寺図二枚、乃至中間略之、

実録帳六卷

五十八代 仁和三年帳一卷、別当峯綜記、前司禪念無著、
光孝天皇

五十九代 寛平五年一卷、別当禪念記、
宇多院

六十代 延喜四年一卷、前司禪念、新司修証記、
醍醐天皇

同十九年一卷、前司修証、新司寛空記、

同二十二年一卷、前司寛空、新著観印、白紙、無前後司署名、

同 天皇延長元年一卷、前司観印、新司大僧都観宿記、

(中略)

以前事条所レ勘如レ件、謹以申聞謹奏。

承平元年十一月廿七日

私云、四位一人、五位二人、檢校中納言三位、中納言從

三位乃至藤原朝臣恒佐宣、奉レ勅、依レ奏、

六十一代 承平元年 廿七日
朱雀院

已上、応永七年庚辰十月八日、於ニ神護寺金剛宝院

学窓、拭ニ七十五歳老眼、
成身院本

実録帳内勘文了、可レ哀々々々、

法印権大僧都盛淳

(下略)

※ () は、『神護寺略記』などから補ったもの。

そこです、本史料を理解するために、解由制度について確認しておく必要がある。

解由制度とは、官人の交替に際し、任期中における官有物の運用・保全が適正であったかどうかを監査する、一種の官吏監査制度である。その監査は、太政官のもと、勘解由使によっておこなわれていた。⁽¹⁶⁾ こうした一般官人に適用されていた解由制度が、貞観十二年(八七〇)に、寺の責任者である別当や三綱にも適用されることとなった。解由制度においては、前任者が適正に任務を完了したと認められた場合に、解由状という公文が与えられたが、寺の別当が交替する際にもまた、任務の適正な遂行や寺院財産の欠損などを監査する手続きのなかで、そうした交替公文が作成された。

寺院の解由制度を詳細に検討された牛山佳幸氏は、今問題としている史料の原本が、「奏文」という公文の一つであることを論じられた。これは、冒頭の「勘解由使謹奏」からはじまるA部、および本文末尾のC部が、延喜勘解由式に定める「奏文」の様式に則っていることから判断されたものである。⁽¹⁷⁾

こうした解由制度を理解した上で、本史料をとらえ返すならば、次のようになる。延長六年(九二八)の別当観宿の没後、新しく仁樹が別当に補任されるにともなって、神護寺が「交替実録帳」(史料4のB部はこれを引用したものを)を作成し、これを僧綱所に提出した。この「交替実録帳」が太政官を経て勘解由使に下され、そこでその記載事項について、不正などの有無が審査(勘判)されたのである。こうした勘判を経て出された結果を、大臣が奏聞することとなる。この時に作成される文書の一つが「奏文」であり、史料4の原本が、これに相当すると考えられる。なお、「承平元年(九三二)十一月二十七日」(史料4のC部)という日付は、奏上された日を示している。

そのうちB部には、本像を安置する根本堂をはじめとして、承平元年当時、神護寺所蔵の資財が網羅されている。しかも記載内容については、確かに実態に相違ないと、朝廷が認めたものであった。

さて、「弘仁資財帳」の問題に立ち戻ろう。ここで注目したいのは、「交替実録帳」(B部)のうちの「縁起資財図券勅書宣命目録」という項目(便宜上、波線で囲った)である。この項目には、承平元年当時、神護寺が所有していた文書が挙げられている。項目の名称からすると、縁起、資財帳、図券、勅書、宣命が列記されているはずである。

ここには、「神願寺縁起帳二巻」「神願寺資財帳二巻」「神護寺図二枚」などが並んでおり、確かに項目名に記されていたとおりに配列されている。ところが、「神護寺図」の後をみると、仁和三年(八八八)以降に作成された六巻の「実録帳」が年代順に挙げられており、「勅書」と「宣命」とが、見当たらない。

そこで注目されるのは、「神護寺図二枚」のすぐ下に、「乃至中間略レ之」という記述がある点である。本文書は資財を一つずつ書き記したものであるから、「乃至中間略レ之」という記述は、原本にはなかったと考えられる。史料4全体をみると、原本にはなかったはずの書き入れが散見し、また文書末では、本来署名のあるべき官人の姓名などが、大幅に省略されてしまっているところもある。これら書き入れや省略は、本文書の冒頭に「已下盛淳私勘出取レ意也」とあることからわかるように、奏文の原本を盛淳が勘出した際になされたものと考えられる。⁽²⁰⁾ こうしてみると、「乃至中間略レ之」との書き入れによって、盛淳が、神護寺図より後に続く勅書と宣命との二種類の文書を省略したことが理解されるだろう。

なお、六巻の「実録帳」が、この項目の末尾にまとめて記されたのは、こ

れらが寺の正式な財産目録である資財帳とは性格を異にすること、それらの成立年代がほかのものから遅れることなどによるものと考えられる。したがってこの項目には、「勅書」と「宣命」とを除けば、承平元年当時に神護寺に伝存していたすべての典籍が、年代順に挙げられていることとなる。

さて、ここであらためて、この項目に列記される文書名をみてみよう。すると、そこに資財帳として挙げられているのは、「神願寺資財帳」以外にはかにはない。すなわち、神護寺に伝存している資財帳は、承平元年の段階ですでに「神願寺資財帳」だけであったのである。すなわち神護寺に伝存し、後に『神護寺略記』に用いられることになった「弘仁資財帳」とは、「神願寺資財帳」と考えるよりほかはないのである。

なお、弘仁年間に定額寺資財帳の提出が停止されていたとしても、各寺院が資財帳を作成していたことは、すでに述べたとおりである。⁽²¹⁾

以上、『神護寺略記』と「勘解由使奏文抄」の検討から、「弘仁資財帳」がほかならぬ「神願寺資財帳」であることを示してきた。「弘仁資財帳」が神願寺資財帳である以上、本像は神願寺に安置されていたことになる。

第三節 資財の継承

本像が神願寺から神護寺へと移されたことは、ほかにも以下に述べるような、いくつかの事実が示唆している。

「交替実録帳」(B部)の一項目、「諸国庄々田地并券契目録」によると、承平元年当時、神護寺には、大和国の登美荘と秋篠荘、河内国の吉田荘と高瀬荘のほか、四十あまりの所領があった。このうち、大和国の秋篠荘は、秋篠寺周辺に存在した神願寺領に由来することが指摘されている。⁽²²⁾ すなわち、少なくとも大和国秋篠荘は、神願寺領から神護寺領へとかわっていた。

莊園が移動しただけではない。次にみるように、神願寺に下賜された功田も、神護寺のものとなった。

史料5 天長九年（八三三）九月二十七日太政官符（『高雄山神護寺官符』²³）

太政官符民部省

応^三功田更延^二二世^一事

右、正五位下行河内守和氣朝臣真綱、從五位下彈正少弼和氣朝臣仲世表
備、（中略）至^三延曆年中、私建^二伽藍^一名曰神願寺、天皇追嘉^二先功^一、
備前国水田式拾町賜^三伝^二二世^一並以^三神願寺^一為^三定額^一、伏望相^二替^一高雄寺^一、
以為^三定額^一、名曰^三神護国祚真言寺^一。功田者永入^二彼寺^一、充^下果^二神願^一料、
一則果^二大神之願^一、二則除^二国家之災難^一者、被^二右大臣宣^一備、奉^レ勅、
宜^下更延^二二世^一充^中果^二神願^一料者。省宜承知、依^レ宣行^レ之。符到奉行。

參議從四位下守右大弁兼勘解由長官勲六等伴宿禰国道

正六位下右少史兼行書博士掃守首遠繼

天長九年九月廿七日

右の官符によると、和氣真綱と仲世は、神願寺の功田を神護寺に入れて、神願を果たすための料に充てることを請うた。この功田とは、かつて桓武天皇が神願寺に下賜したものである。彼らの上奏は許され、神願寺の功田は、神護寺のものとなった。

なお寺領は、寺でおこなわれる法会や、仏像への恒常的な供養のために、もうけられるものである。一般的に考えてみても、こうした財源が用途の対象と切り離されてしまうとは考えがたいことに留意したい。

以上、わずか二件を確認できるにすぎないが、確かに神願寺から神護寺へ

と寺領が移された事実を指摘した。そして、すでにみたように、神願寺の縁起帳や資財帳も、神護寺に伝領されていたのであった。こうした事実からすれば、寺の中心的な存在である仏像のみが移動していないとみるのは、確かに不自然なことである。

最後にもう一点、神願寺の仏像が、神護寺へと移動したことをうかがわせる事例を挙げておこう。

史料6 『続日本後紀』天長十年（八三三）十月戊辰条

縁^二景雲之年八幡大菩薩所^レ告、至^三天長年中、仰^二大宰府^一、写^二得^一一切経^一。至^レ是便安^二置^一弥勒寺^一。今更復令^レ写^二一通^一、置^二之神護寺^一。

これによると、天長年中（八二四～八三四）、朝廷が大宰府に命じて一切経をつくらせ、宇佐八幡宮の神宮寺である弥勒寺に安置した。この一切経作成の事業は、神護景雲年間（七六七～七七〇）に八幡神が下した託宣にもとづいてのものであった。²⁴

この八幡神の託宣とは、神願寺建立の契機となった神願、「写^二造^一一切経及仏、諷^二誦^一最勝王経二万卷、建^二伽藍^一」（史料1の傍線部b）のこととみてよい。そこに記されている一切経を作成するという八幡神の神願が果たされておらず、天長年中にこれを遂行するに至ったものとみられる。

ここで注目したいのは、右の傍線部にあるように、朝廷が、弥勒寺に安置した一切経とは別に、さらにもう一部をつくらせて、これを神護寺に安置しよう命じている点である。八幡神の神願をかなえるだけならば、弥勒寺に安置した一部で事足り、二部までも作成する必要はない。わざわざ一切経を神護寺に安置しようとしたのは、八幡神の託宣による一切経が、神護寺にあ

るべきだとする認識があったことを示唆している。すなわち、八幡神の託宣にもとづいてつくられた仏像が神護寺にあったからこそ、これと対になる一切経も、神護寺に安置されることとなったものとみられるのである。

以上、基本史料の検討を通じて、『神護寺略記』に引かれる「弘仁資財帳」が神願寺の資財帳とみてよいことを論じてきた。すなわち、「弘仁資財帳」に記されていた神護寺薬師如来像は、神願寺の像だったのである。

二、神護寺薬師如来像の造像背景

第一節 先行研究の再検討

(1) 先行研究の紹介

では、神願寺旧像であった神護寺薬師如来像は、いったい何のためにつくられたのであろうか。本像の造像背景については、これまで実にさまざまに見解が示されてきた。本章では、本像の造像背景を論じられた諸先学の論考を紹介した上で、あらためてこの問題に取り組みたいと思う。

本像の造像背景に関する本格的な論考として最初に取り上げなければならぬのは、中野玄三氏の議論である。⁽²⁵⁾氏は、本像がつけられたのは、和氣清麻呂に対する道鏡の怨霊の祟りや、道鏡一派の呪詛を防御するためであったと論じられた。本像が本来あるべき仏の慈悲相をしていないのは、こうした調伏のための修法の本尊にふさわしい力をあらわしているからだという。中野氏の〈怨霊調伏説〉は、美術史と政治史や宗教史とを、はじめて結びつけた画期的な説と位置づけられ、その後の研究に大きく影響を及ぼした。

この中野氏の説は、井上正氏や安藤佳香氏によって首肯されたほか、⁽²⁶⁾齋藤望氏や浅井和春氏によって批判的に継承された。齋藤・浅井の両氏は、本像が怨霊の祟りや呪詛を防御・調伏する像であることを襲いつつ、中野氏の主

張のうち、調伏すべき対象を道鏡とみる点については退けられている。

齋藤氏は、神願寺建立の発願が道鏡事件から時間を経た宝亀十一年であることに注目され、本像は、当時激化していた皇統争いを背景に、桓武天皇を呪詛や怨霊から守るためのものであったと論じられている。⁽²⁷⁾浅井氏の論考は、本像に関わる美術史的な問題を、包括的に扱われたものであった。その主眼は、「平安初期純木彫像」の成立過程における、本像の位置づけを明らかにすることにあつた。そのなかで浅井氏は、本像が、呪詛に対抗するための呪詛（反呪詛）や、怨霊の鎮魂・調伏のための壇法の本尊であったと述べられている。⁽²⁸⁾両氏による〈怨霊調伏説〉〈反呪詛説〉は、長く定説となつた。

これに対し長坂一郎氏が、中野氏の論拠に反論を加えるかたちで、調伏説全般を批判された。⁽²⁹⁾氏は、神願寺が宇佐八幡の神願によって建立された神宮寺であるとし、本像は神仏習合の仏事と考えられる悔過法要の本尊であったと論じられた。

この長坂氏の批判がきっかけとなり、本像の造像背景をめぐる研究は再び活発になる。長岡氏が〈高雄山旧像説〉に立つて本像の造像背景を抜本的にとらえ直そうとされると、⁽³⁰⁾中野氏が反批判を寄せられ、⁽³¹⁾また井上正氏が中野氏の説を援護されるなど、矢継ぎ早に論考が発表されるに至る。近年には、丸山士郎氏が、本像は八幡神像であるとする新説を出され、⁽³²⁾また井上一稔氏は、神願寺の建立は長岡京鎮護の一端を担うためのものであったとする長谷部将司氏の推測に依拠して、⁽³³⁾本像の造像背景にふれられている。⁽³⁴⁾

このように、本像の造像背景についての説は、現在のところ、なお一致していない。実のところ、神願寺の建立について記す史料は、わずか史料1（天長元年九月二十七日太政官符）一点しかない。本像の造像背景を考察するには、きわめて限られた材料しかなく、諸先学が、時に推論を重ねざるを得な

い部分があったのも、こうした理由によるところが大きい。結局のところ、本像の造像背景を考察するには、史料1から、いかに確実に情報を引き出せるかにかかっている。

(2) 〈怨霊調伏説〉の再検討

怨霊とは、無念の最期を遂げたり、怨恨をいだいて亡くなったりした人の霊をいい、人々に祟をなしたり、天災や疫病をもたらしたりするものとされている。怨霊が、天皇をはじめひろく社会をおびやかすものとして認識されるようになるのは、八世紀末のことであるとされている⁽³⁵⁾。

この八世紀末頃に、ちょうど神願寺が発願・建立された。はたして怨霊を調伏する、怨霊に対抗するということが、当時あり得たのだろうか。すなわち〈怨霊調伏説〉の当否は、この時期の怨霊対策のありようを概観することによって明らかとなるはずである。

当時、朝廷をおびやかした存在として知られるのは、井上内親王や他戸親王、早良親王の怨霊であった。彼らは、政争のなか無実の罪で死に追いやられ、その後怨霊となった人物たちである。こうした怨霊への対応は、改葬、墓の厚遇（守冢一畑を充てて管理する）や、墓所での鎮謝、奉幣、読経悔過、そして墓付近での寺院建立などが明らかにされている⁽³⁶⁾。このほかにも追尊などが挙げられるが、怨霊対策の大半は、右のように、怨霊とみなされた人物の墓所付近でおこなわれるものであった。

神願寺について振り返ってみると、この寺は少なくとも畿内に所在したとみられる⁽³⁷⁾。したがって、神願寺が、下野国に墓のあった道鏡の怨霊のために建てられたものでないことは明らかである。また、井上内親王や早良親王には、それぞれの墓所に霊安寺や八嶋寺が設けられており、神願寺は彼らの怨

霊のためのものでもなかった。

そもそも実は、怨霊が調伏・対抗すべき対象であるという認識に問題がある⁽³⁸⁾。たとえば、早良親王の怨霊対策をおこなった、高僧善珠を取り上げてみよう。彼は、早良親王の霊に対し、「乞うらくは……悩乱の苦を致すことなからんを」と、般若経典を転読したと伝えられている⁽³⁹⁾。般若経典は、空について説き、苦悩を無にする効果があるとみなされていた経典であった⁽⁴⁰⁾。すなわちこのエピソードから、怨霊を原因とする祟りは、その怨霊の苦悩から生じるものとみなされており、またその苦悩の昇華が求められていたことが理解されよう。また、最澄が主催した法華経の長講では、崇道天王（早良親王）をはじめ、怨みをいだいて亡くなった人々の霊が、悉皆成仏するよう祈られたことが知られている⁽⁴¹⁾。逆に、当時において、怨霊を調伏するというような事例は、見当たらない⁽⁴²⁾。すなわち怨霊とは、当時一般に、調伏されるべきものではなく、慰撫して救済されるべきものとみなされていたのである。

以上の検討からわかるように、怨霊は、あくまでも慰撫・救済されるべき存在であり、またその対策は、怨霊となった人物の墓所近辺でおこなわれていた。こうした、怨霊に対する当時の観念や、神願寺の立地条件の双方からして、神願寺は、怨霊調伏のために建てられたものとはみなしがたい。

(3) 〈反呪詛説〉の再検討

次に、本像が呪詛に対抗するためのものであったとする〈反呪詛説〉の検討に移ろう。

浅井氏は、神願寺が「壇場」（史料1の傍線部C）とみなされていたことから、本像は「壇法」の本尊として、かなり特殊な目的に対する効果が期待されていたとされる⁽⁴⁴⁾。そして、「壇法」は呪詛を目的としておこなわれる傾向

があるため、薬師如来を本尊とする薬師壇法も呪術性が強く、薬師悔過よりも積極的な調伏撃退や反呪詛を目的とするものと想定されている。

こうした〈反呪詛説〉の正否は、「壇場」がそのまま「壇法」を指すものと理解してよいのかどうか、また「壇法」が直ちに呪詛に結びつくのかどうかにかかっていると云ってよい。そこで、平安時代の史料にあらわれた「壇場」および「壇法」の用例をみると、それぞれ次の頁の表1および表2のとおりとなる。

まず「壇場」(表1)については、管見の限り、十二例が見出せた。これらの例を通覧すると、特に平安時代前期の用例である1-3に端的に示されているように、「壇場」が「密教修法の壇を設ける場」を意味することは、容易に了解されるだろう。また平安時代後期の8の例のように、「伽藍」という意味でも用いられることもあった。ここから「壇場」の意味が、「密教修法の壇を設ける場」や、単に「伽藍」といったものであり、「壇法」にはただちに結びつかないことを確認しておきたい。

一方の「壇法」(表2)については、わずか四例しか見出すことができなかった。表2の1と4は、次に掲げる史料6を典拠としたものであり、ここから確かに、呪詛を目的とする「壇法」のあったことが知られる。

史料7 昌泰四年(九〇二)二月十四日太政官符〔類聚三代格〕卷二、修

法灌頂事)

太政官符

応_レ禁_三私修_三壇法_一事

右、太政官去延暦四年十月五日下_三治部省_一符_一符_一、僧尼_{優婆塞}優婆夷等、
読_三陀羅尼_一以報_三所怨_一、行_三壇法_一以縦_三呪詛_一。自_レ今以後、非_レ預_三勅語_一、

不得_レ入_三山林_一住_三寺院_一読_三陀羅尼_一行_中壇法_上。如有_二此類_一者、禁_レ身具_レ状、早速申_三送之_一。不得_レ隱漏_一者。左大臣宣、奉_レ勅、立_レ制之後、久歷_三年代_一、人忘_三符旨_一、動好_三修法_一。仏教淺薄、職_三此之由_一。宜_レ重仰_三所司諸國_一、其諸尊及聖天諸天等壇法、皆悉禁斷、勿_レ令_三私修_一。若有_二輒修為_レ他被_レ告者_一、即科_三重罪_一、以懲_三將來_一。此房及吏民知而不_レ言者、亦処_三嚴法_一、曾不_レ寬宥_一。其為_三病患_一可_レ必修_一者、明注_三請僧及人姓名_一、京内申_レ官、在外經_三所部官司_一、慥蒙_三裁許_一、然後行_レ之。自余悉禁。但尋常念誦壇法及看病加持等不_レ在_三制限_一。

昌泰四年二月十四日

冒頭に引用される延暦四年の太政官符によると、当時、僧尼らのなかには、陀羅尼を誦して所怨に報い、壇法をおこなって呪詛をほしいままにするものがあつたという(傍線部a)。延暦四年には、これを禁じたのであつた。

だが、注意しなければならないのは、昌泰四年にかかる傍線部bの記述である。これによれば、許可があれば病氣平癒のために壇法を修することがあり、また尋常の壇法であれば、特に実修を制限されることはなかつたという。すなわち、壇法の目的は、呪詛だけに限られていなかったのである。⁽⁴⁵⁾「壇場」をただちに「壇法」と結びつけ、さらにまたこの「壇法」を「呪詛」と結びつけて立論する議論は、二重の飛躍を含んでいる。

以上、〈怨靈調伏説〉〈反呪詛説〉の妥当性を史料に即しながら検討してきた。これらの説をとりまく事実や観念を確認したが、これを十分に支持する材料を見出すことができなかったように思う。

そもそも、ふりかえれば、これらの説はいずれも、「薬師経においても、薬師如来の名号を聞いて相手の呪詛から免かれようと願うとともに、すすん

表1 〈壇場〉の用例一覧

	年 月 日	西 曆	「壇場」を含む記述	出 典	備 考
1	延暦 24. 7.15	805	引入五部灌頂蔓荼羅壇場、現蒙授真言法	最澄将来目録	平遺 4311
2	弘仁 3.11.13	812	參入大悲胎藏并金剛界壇場……	最澄書状	平遺 4363
3	天安 3. 4.18	859	孔雀王壇場法式一卷	円珍入唐求法目録	平遺 4480
4	寛弘 5.12	1008	此寺始自去長徳三季每至月十八日、建立秘密壇場、撰定十一口僧互修兩界法……	石山要記 5、請奏置三口阿闍梨解状	石山 1
5	応徳 2.10. 1	1085	仍縮丹青而苞尊像、凝精誠、而設壇場。	朝野 3、太政大臣藤原信長造九条堂告文	
6	承徳 3.11.20	1099	将建立一字之伽藍……為其量壇場之広袤。	朝野 17、藤原行家請被聽手輿往反山上申文	
7	康和 3. 1.21	1101	囙北斗曼陀羅七鋪、飾七個之壇場、修百日之密法。	朝野 3、法皇北斗御修法御祭文	
8	嘉承 3. 6.21	1108	誠是九州無双之勝地、一府第一之壇場也。	観世音寺文書、太政官符案	平遺 1688
9	天永 4. 2.27	1113	仍飾壇場、謹設礼奠。	朝野 3、北辰御祭文	
10	永久 5. 8.12	1117	仍凝精誠、聊設壇場、就秘密之軌儀。	朝野 3、関白藤原忠実地神供祭文	
11	寿永 2.10.22	1183	飾胎藏金剛之壇場、……	高野山文書又統宝簡集 1、官宣旨案	平遺 4112
12		1113 ~ 1152	善男善女之入壇場。	朝野 16、阿闍梨齋朝伝法灌頂歎徳文	

* 出典欄・備考欄の略称は、次のとおり。平遺 = 平安遺文、石山 1 = 石山寺資料叢書—寺誌篇第一、朝野 = 朝野群載。

表2 〈壇法〉の用例一覧

	年 月 日	西 曆	「壇法」を含む記述	出 典	備 考
1	延暦 4.10. 5	785	僧尼優婆塞優婆夷等、説陀羅尼以報所怨、行壇法以縦呪詛。自今以後、非勅語不得入山林住寺院説陀羅尼行壇法……	三格 2 修法灌頂事、昌泰 4.2.14 官符	
2	大同 1.10.22	806	建立壇法一卷	空海請来目録	平遺 4327
3	貞観 8.10.20	866	有一老嫗、避舍献地、壺演便在其中、聊作壇法。鏟平地中、得旧仏像……	日本三代実録	
4	昌泰 4. 2.14	901	宜重仰所司諸国、其諸尊及聖天諸天等壇法、皆悉禁断……但尋常念誦壇法及看病加持等不在制限……	三格 2 修法灌頂事、昌泰 4.2.14 官符	

* 出典欄・備考欄の略称等は、表 1 に同じ。

で薬師如来に祈って相手を咒詛することもありえたと思われる⁽⁴⁶⁾という中野玄三氏の推測にもとづいて展開されたものであった。この中野氏の推測については、すでに長坂一郎氏の批判があったところである⁽⁴⁷⁾。八世紀に流布していた薬師經典やその注釈書には、「薬師如来を供養し、薬師名号をとなえれば、熱病諸瘧瘧道厭魅起屍鬼などの七難九横に害されることがない」とあり、薬師如来の利益の一つには、確かに怨魅などの災難を回避するというものがある。だが、これをもって、薬師如来を本尊とする修法に、相手を調伏したり呪詛したりする機能があるとするのは無理だとされたのである。すなわち、この点からみても、上記の説が成り立つのは難しい。

(4) 寺院制度からみた神願寺の性格

さて、神願寺の建立に「中央」の積極的な関与を認め、主に「中央」との関わりの中かで、本像の造像背景をとらえようとされたのが、長坂一郎氏、井上一稔氏である。両氏の説を検討するに当たっては、神願寺の成り立ちと当時の寺院制度から、神願寺の性格を見極める必要がある。

そこできま一度、神願寺の建立経緯について確認しておきたい。すなわち、八幡神の託宣を受けた和氣清麻呂は、宝龜十一年(七八〇)、(i) 光仁天皇に寺の建立の許可を求めて奏上した。建立の許可は下りたものの、光仁天皇が亡くなったため、清麻呂は次の桓武天皇の代になって再び奏上した。延暦年間に至って、(ii) 私に伽藍を建立し、神願寺と名づけた。桓武天皇は、清麻呂の功績をたたえて、(iii) 神願寺を定額寺とした。

神願寺の性格を考える上で重要な要素は、(i) 寺の建立許可を天皇に求め、(ii) 清麻呂が私に寺院を建立し、(iii) 寺が完成した後定額寺として公認された、という三点にある。

ところで当時の寺院は、その性格によっておおよそ四つに分類することができる⁽⁴⁸⁾。まず一つめは大寺や国分二寺といった官寺で、国家が国の財源をもって建立・管理した寺である。二つめは定額寺で、これは、国家とは関係なく私に建立された寺を、後に国家が官寺として認定したものである。そして、これら大寺・国分二寺と定額寺といった官寺以外の寺が、私寺である。ただし当時、無許可での寺院建立は禁止されていた。そのため、私寺のなかにも、建立の許可を得たものと、得ないものとの二種類が存在したのである⁽⁴⁹⁾。

では、神願寺ほどの範疇に該当するであろうか。先にも確認したように、神願寺は、清麻呂が天皇の許可を得た上で、私につくった寺であった。これが定額寺という官寺の一つとして公認されるのは、伽藍が完成した後のことである。寺院制度からみるならば、建立当初の神願寺は、国家の財源などによらず、清麻呂が独自に建てた私寺であった。したがって、神願寺の旧像であった本像が「中央」の意向によってつくられたとする見方は、当たらない。本像の造像背景を考察するに当たっては、当時の寺院制度を正當に理解した上で、神願寺が、本来、あくまでも私寺であったという事実をふまえたものでなければならぬだろう。

ここまで、本像の造像背景に関する先行諸説を確認してきた。以上の検討を通じて、〈高雄山寺旧像説〉にもとづく長岡氏の説にも、〈神願寺旧像説〉にもとづく各説にも、問題の残されていることが示せたかと思う。

では、神護寺薬師如来像はいったい何のためにつくられたのであろうか。なぜ薬師如来が尊格として選ばれたのであろうか。またなぜ、あのような恐ろしい形相をしているのであろうか。

神願寺旧像であった本像の造像背景を知るには、やはり、神願寺建立の経

緯を記す史料1（天長元年九月二十七日の太政官符）を手がかりにするよりかはない。ここでふたたび史料1に立ち戻り、考察を進めることにしよう。

第二節 神のための仏

（1）神願寺建立の理由

史料1は、本稿の冒頭で示したとおり、神護寺を定額寺とすること、また真言道場として存立することを認可するために下された太政官符であった。この史料の前半には、宇佐八幡神託事件の顛末と神願寺建立の経緯とが記されている。本像の造像背景を考える手がかりは、まさにこの部分にあるはずである。それによると、神願寺が建立されたのは、次のような理由によるものであった。

神護景雲年中、道鏡は法王を号して窺視の心を抱いていた。これを憂う八幡神は「天嗣の傾弱を痛み、狼奴の将興を憂う。神兵鋒を交え、鬼戦年を連ぬ。彼衆く、我寡し。邪強く、正弱し」とし、「自威の当たりがたきを嘆き、仏力の奇護を仰」（史料1の傍線部a）ぐとして、天皇に使者を求めた。

勅命を受けた清麻呂が、道鏡の皇位継承について八幡神に問うべく宇佐に赴いたところ、八幡神は「我、皇緒を紹隆し、国家を扶濟せんがため、一切経および仏を写造し、最勝王経一万巻を諷読し、一伽藍を建てよ。凶逆を一旦に除き、社稷を万代に固めん」（史料1の傍線部b）と告げて道鏡の皇位継承をしりぞげる意思を示し、清麻呂は神願を果たすことを確約した。

こうして清麻呂は、神願を果たすために、神願寺を建立したのである。ここで注意したいのは、八幡神が、道鏡を退けて国家を扶濟するという目的のために、寺の建立を必要とした論理である。史料1の傍線部aにあるように、八幡神は、道鏡と道鏡の率いる邪神との戦いのなかで、「自威の当た

りがたきを嘆き、仏力の奇護を仰ぐ」と述べている。すなわち八幡神は、道鏡と邪神を退けるだけの威力を得るには、仏の奇護が必要だというのである。ここにはつきりと、神が仏の力を必要とするという観念が見て取れる。

先行研究では、史料1の傍線部bにもとづいて、神願寺は、清麻呂が建立した「鎮護国家」のための寺としてとらえられることが多かった。だがより正確に言えば、八幡神が寺院建立を要求したのは、道鏡を退けるために仏力を必要としたからである。清麻呂がこの要求を果たし、八幡神がこれに報いることによってはじめて、「凶逆を一旦に除き、社稷を万代に固めん」ことが可能となる。清麻呂の寺院建立は、あくまでも、仏力を必要とした八幡神の要求に応じるものとしておこなわれたのである。

（2）神仏習合観念の一類型

さて、右にみたように、八幡神が神願寺建立を要求した論理は、「神力を増すために、仏力を必要とする」というものであった。ここには、神と仏の関係のあり方の一つがあらわれている。

八世紀以降、在来の神祇信仰と外来の仏教信仰とは、しだいに混交、融合し、そうした神仏習合が展開するなかで、神と仏の関係をあらわす論理が生み出されていった。中井真孝氏によれば、この時期の神仏関係の論理には、四つの類型があるとされる。⁽⁵⁰⁾まず「神が仏法を悦び受く」と「神が仏法を尊び護る」という二つの基本観念が生み出された。その後、前者の観念が展開して、仏法に帰依して神身を受けた苦悩から解脱を願う「神身離脱」思想が生じる一方で、逆に神本来の威力を肯定的にとらえる方向にも向かい、「仏力をもって神威を増す」という観念が生まれたという。

神願寺の問題に立ち戻れば、八幡神が清麻呂に寺の建立を求めたのは、「神

力を増すために、仏力の奇護を必要とする」というものであった。これは、神仏関係の論理のうち、まさに四つ目の「仏力をもって神威を増す」という論理に相当するものであろう。

この論理は、延暦七年（七八八）の成立とされる⁽⁵¹⁾『多度神宮寺伽藍縁起并流記資財帳』が初見であるとされる。すなわち、「仏力をもって神威を増す」という観念は、少なくとも八世紀後半にはあらわれていたのである。

神願寺が建立されたのは、「仏力の奇護を仰」がんと願った八幡神の要求に応えるためであり、神のこの願いは、「仏力をもって神威を増す」という八世紀後半にあらわれた神仏習合の論理そのものであった。すなわち、神願寺に安置された仏像は、神威を増すという神願をかなえるためにつくられたものだったのである。

(3) 祈願の成就

それではなぜ、神願を成就するための像に、薬師如来という尊格が選ばれたのであろうか。

最初に確認しておきたいのは、八世紀末における八幡神と仏教との関係についてである。知られるように、八幡神は、早くから積極的に仏教との関わりをもった神であった。天平十三年（七四二）には、藤原広嗣の乱の平定を八幡神に祈請した際の報賽として、宇佐八幡に經典・度者の献上、三重塔の建立がおこなわれた⁽⁵³⁾。天平十七年頃になると、八幡神が東大寺大仏の造立に協力していることがわかれ、さらに四年後の天平勝宝元年（七四九）には、八幡神が入京して、その禰宜尼が大仏を拝すという劇的な事件がおこった⁽⁵⁵⁾。神仏の関係は、神が読経など仏教の宗儀を受け入れるという段階から、神が仏を拝し助力する段階へと変化していったのである。

八世紀末頃になると、八幡神は「大菩薩」と呼ばれることが知られる。その確実な史料上の初見は、延暦十七年（七九八）の太政官符である⁽⁵⁶⁾。このほか、天応のはじめ（七八一年）頃には、八幡神を「護国靈験威力神通大菩薩」などと呼んだとする史料もある。ただし、この呼称には脚色が強く入っているとみられており、⁽⁵⁷⁾注意が必要である。だが、この二つの事例から、少なくとも八世紀末段階で、八幡神が「菩薩」とみなされていたことが知られよう。

このように同時代の史料からは、八幡神と薬師如来とが習合していた様子がうかがえない。本像が薬師如来であることの理由を探る際に、八幡神と薬師如来との共通項や強い関係性を見出そうとしても、うまくいかないことに留意したい。

では、いったいなぜ薬師如来なのだろうか。

ここで、八世紀末から九世紀前半にかけて、薬師信仰が隆盛したことが注目される。まず重要な事例を概観する。

史料を通覧すると、八世紀末頃から、薬師悔過の勤修例が多くなっていく。前代とかわらず、病氣平癒を期待して薬師悔過がおこなわれたほか、懺悔や持戒の功德によって諸々の災難を除くことを目的とした法会もおこなわれるようになる⁽⁵⁸⁾。薬師如来の災疫防止の効能は、九世紀前半に入るとさらに注目されたようで、諸国の国分寺などでは、般若經典の読経と薬師悔過を組み合わせた法会が、盛んにおこなわれた⁽⁵⁹⁾。

そうしたなか、薬師如来は、怨霊慰撫の法会においてもたびたび登場する。たとえば天長四年（八二七）には、伊予親王の怨霊を慰撫する追善法会がおこなわれたが、その本尊として薬師三尊像がつくられた⁽⁶⁰⁾。また、怨霊慰撫という観点からは、秋篠寺も参考にならう。善珠は病に悩む安殿皇太子のために、秋篠寺において、その原因とみられる早良親王の怨霊を慰撫していた⁽⁶¹⁾。

秋篠寺の現本尊は薬師如来坐像であり、これは創建当初の像を参照した、室町時代頃の模古作とみられるものである。⁽⁶²⁾ こうした事例は、怨霊の慰撫に、薬師如来のもつ力に期待が寄せられていたことを示している。

さらにこの時期に建立された神宮寺には、薬師如来像を本尊とする寺が多いことが指摘されていることも注目される。⁽⁶³⁾ この現象については解釈が難しいが、田村圓澄氏や米井輝圭氏の見解が参考になるように思う。⁽⁶⁴⁾ すなわち、神宮寺をもつ在地の神の多くは、神の身であることを苦惱し、仏に帰依をして解脱を願ったという。この苦惱からの解放という願いは、実は、先にみた怨霊にも共通するものでもある。そうとみるならば、当時、怨霊にとっても、神にとっても、薬師如来の力が期待されていたということになる。⁽⁶⁵⁾

ただし気をつけなければならないのは、怨霊慰撫の法会や神宮寺の本尊が、薬師如来ばかりであったわけではないという点である。先に挙げた例とは別に、伊予親王の追善法会が弘仁年間におこなわれており、そこでは檀像の釈迦如来像などがつくられていた。⁽⁶⁶⁾ また神宮寺においては、観音像や地藏菩薩像を安置する例も散見する。⁽⁶⁷⁾ 確かに神宮寺の本尊が薬師如来である例は多いが、必ずしもそれがすべての神宮寺に当てはまるわけではない。怨霊慰撫にせよ、神宮寺の本尊にせよ、必ずしも薬師如来である必然性はなかったのである。

だが以上にみたように、八世紀末から九世紀前半にかけて、薬師如来に期待された効能は、病気を含む災厄の除去だけでなく、災厄の未然防止や怨霊の慰撫など、実に多岐にわたっていた。当時、薬師信仰は確かに流行していたのである。なぜ薬師如来が流行したのか、その理由は別に検討する必要がある。だが、当時、何らかの願いを成就するための強力な尊格として、薬師如来に大いに期待が寄せられていたのは、以上に示したとおりであっ

た。

こうした当時の信仰状況をふまえた上で、本題に戻ろう。なぜ神願寺の本尊に薬師如来が選ばれたのか。神願寺は、「仏の力を借りて、神の力を増さん」という八幡神の願いを成就するべく建てられた寺であった。そして、薬師如来は、当時においてもっとも期待されていた尊格であった。このようにみてみれば、神願寺に安置する像として薬師如来が選ばれたのは、八世紀末当時の信仰状況⁽⁶⁸⁾を考慮するならば、自然なことであったと言える。

従来の研究においては、「薬師如来」という尊格に注目が集まり、このことから本像の造像背景について、さまざまな推測が展開されてきた。しかしながら、以上にみてきたように、尊格そのものから直接的な造像背景は導けない。むしろ、神願寺建立の背景には、「仏力によって神威を増す」という神仏習合の一思想があった。本像の造像背景を考えるに当たっては、まずは、この事実こそ注意を向けるべきだろう。

おわりに

以上、二章にわたって、神護寺薬師如来像の造像背景を再考してきた。第一章では、考察の大前提となる、本像の旧所在地について再検討し、本像がもともと神願寺の旧像であったことを示した。第二章では、これをふまえて、神願寺および本像の成立経緯を考察した。道鏡の皇位継承未遂事件に際し、八幡神は、道鏡と道鏡の率いる邪神を退けるべく、神の力を増すために、仏の力を必要として伽藍建立などを要求した。この八幡神の要求にこたえて、清麻呂が建てた寺が神願寺であった。この八幡神の要求は、実は「仏力をもつて神威を増す」という神仏習合の一類型として理解されるものであり、まさに神威を増すための仏としてつくられたのが本像であった。すなわち本像

は、平安時代初期における神仏習合の一つのあり方を示す貴重な作例として、位置づけ直されるべきものである。

従来は、尊格が薬師如来であることに注目が集まり、右の事実が見逃されてきたように思う。尊格が薬師如来であることは、当時一般の信仰状況に規定されたものであったと考えられる。

最後に、本像の「異相」の問題にふれて締めくくりとしたい。いったいなぜ、この像は恐ろしい印象を与えるものとしてつくられなければならないのであろうか。これについてもまた、本像造像の契機について記す史料¹の天長元年九月二十七日の太政官符をみてみるしかない。実はここに、本像の「異相」を解くに当たって参考になる一文を見出すことができる。

そこには、八幡神と道鏡との戦いに関して、次のように描写されていた。「神兵鋒を交え、鬼戦年を連ぬ。彼衆く、我寡し。邪強く、正弱し。大神、自威の当たりがたきを嘆き、仏力の奇護を仰」（史料¹の傍線部a）ぐ、と。すなわち仏が力を貸し与えたのは、多勢の道鏡側に対して劣勢であった、八幡神にであった。その八幡神に力を与えるべくつくられた像が、本像である。あくまで推測にわたるが、本像の形相は、劣勢の八幡神に助力し、ともに道鏡の率いる邪神に向かった仏の姿をあらわしたものではなかったであろうか。こうした仏の姿を、清麻呂が記念して造像したのが、本像だったとみるのである。

この推測が認められるならば、本像は、神仏習合初期のありようの一端を具体的に示す遺品として重要な意味をもつだけでなく、人々が抱いたある種のイマジネーションのありようを今に伝えてくれる遺品としても、きわめて貴重なものとなるであろう。

はじめにでも述べたように、本像は、平安時代初期の一木彫像のなかにあ

って、本像は数少ない基準的作例である。本像に対する理解は、当時の一木彫像に対する理解をも左右する。そのため、本稿では、本像に関わる事実をできるだけ確実にとらえることに主眼を置き、史料の読解を重視した。本稿での検討を通じて見出された、初期神仏習合の一遺例という本像の位置づけが、素材、仕上げや、様式などといかに関わるのか、そうした問題については、まったくふれることができなかった。一木彫像の成立や展開との関わりなども含め、今後の課題としたい。

註

- (1) 本像に関する基礎的なデータや史料は、丸尾彰三郎・毛利久・西川新次・井上正・西川杏太郎・田邊三郎助・水野敬三郎編『日本彫刻史基礎資料集 平安時代 重要作品篇』第二巻（中央公論美術出版、一九七六年）を参照のこと。
- (2) ① a 中野玄三「八世紀後半における木彫発生の背景 神護寺薬師如来立像の製作事情を中心として」（同『悔過の芸術 仏教美術の思想史』法蔵館、一九八二年。初出は一九六四年）。b 同「八・九世紀の七仏薬師像 丹波・丹後地方の諸像を参照して」（同右書。初出は一九六五年）。c 同「神護寺薬師如来立像再論——丹波国分寺周辺の古代彫像を参照して——」（同『続日本仏教美術史研究』思文閣出版、二〇〇六年。初出は一九九七年）。
- ② a 井上正「神護寺薬師如来立像とその周辺」（『土門拳日本の彫刻 2 平安前期』美術出版社、一九八〇年）。b 同「神護寺薬師如来立像と神応寺伝行教律師坐像——怨霊世界の造形について——」（『仏教大学 仏教学会紀要』七、一九九九年三月）。
- ③ 齋藤望「神護寺薬師如来立像の造立事情」（和光大学日本彫刻史ゼミナール編『ほとけ』一九八一年三月）。
- ④ 浅井和春「神護寺薬師三尊像をめぐるI〜IV」（『MUSEUM』三六二〜三六三・三七七・三八八、一九八一年五月〜六月・一九八二年八月・一九八三年七月）。
- ⑤ a 丸山士郎「八世紀の神像について——現神護寺本尊像を中心に——」（和光大学日本彫刻史ゼミナール編『無遮』90 日本彫刻史・絵画史ゼミナール報告書』Ⅶ、一九九〇年五月）。b 同「初期神像彫刻の研究」（『東京国立博物館紀要』四〇、

二〇〇五年三月)。

⑥長坂一郎「初期神宮寺の成立とその本尊の意味―神護寺薬師如来立像の造像理由をてがかりにして―」(『美術研究』三五四、一九九二年九月)。

⑦a長岡龍作「神護寺薬師如来像の位相―平安時代初期の山と薬師―」(『美術研究』三五九、一九九四年三月)。b長岡龍作「神護寺・薬師如来像再論」(『国宝と歴史の旅 神護寺薬師如来像の世界』朝日新聞社、一九九九年二月)。

⑧牛田りき「神護寺・本尊薬師如来立像の制作背景―和氣清麻呂の神願寺における造像―」(『女子美術大学芸術学科紀要』一、二〇〇〇年九月)。

⑨井上一稔「国宝にまつわる人々 和氣清麻呂」(週刊朝日百科『国宝の美』一三三、二〇〇〇年一月)。

(3) いずれも、新訂増補国史大系本。以下、『類聚三代格』および『類聚国史』は同本による。

(4) 神護寺および高雄山寺の建立経緯については、主に福山敏男「初期天台・真言寺院の建築」(『寺院建築の研究 下 福山敏男著作集三』中央公論美術出版、一九八三年、初出は一九三六年)を参照した。

(5) 『類聚国史』巻一八二、仏道九、寺田地、延暦十二年十月六日条に、和氣清麻呂が能登国壘田五十八町を神願寺に施入することを請い、これが許されたとあることにより、この項には神願寺が成立していたと考えられている。

(6) 足立康「神護寺薬師如来像の造頭年代」(『日本彫刻史の研究』龍吟社、一九四四年、初出は一九三九年)。

(7) 中野忠明「再説・神護寺薬師像の伝来と制作年代(上)」(『史迹と美術』五九六、一九八九年七月)。

(8) このほか、神護寺に伝わる関連史料として、『神護寺最略記』『高雄山神護寺規模殊勝之条々』などが知られる。『神護寺最略記』と『神護寺最略記』の関係をめぐる問題については、井上一稔「盛淳勅出『神護寺承平実録帳』の性格について―神護寺薬師如来像の根本問題―」(『文化史学』三八、一九八二年十一月)を参照のこと。なお、『神護寺略記』『神護寺最略記』『高尾山神護寺規模殊勝之条々』については、註2の丸山氏前掲b論文に写真が掲載されている。

(9) 藤田経世編『校刊美術史料 寺院篇』中巻(中央公論美術出版、一九七五年)。

(10) 資財帳制度については、主に川尻秋生『日本古代の格と資財帳』(吉川弘文館、二〇〇三年)を参照した。

(11) 長岡龍作氏は、中野忠明氏の説に依拠して本像が高雄山寺旧像であったとみなし、本像の造像背景について新説を提示された(註2の長岡氏前掲両論文)。すなわち

氏は、高雄山寺の所在した高雄山が国境に位置するという点に注目し、本像が京内に入りこむ疫神を国境において防御するためのものであったと述べられている。

(12) 川尻秋生「『観心寺縁起資財帳』の作成目的」(註10の前掲書)。なお、註2の長岡氏b論文も同様の事実を指摘する。

(13) 秀平文忠「『神護寺略記』所引『弘仁資財帳』について―神護寺薬師如来立像の伝来をめぐって―」(『博物館学年報』二九、一九九七年二月)。

(14) 長岡龍作氏は、註2のa論文において、中野忠明氏の説を独自の観点から補強し、「弘仁資財帳」は高雄山寺のものだと述べておられる。すなわち氏は、高雄山寺が神願寺にかわって定額寺となった理由が、神願寺の地勢が「汚穢」「沙泥」であったからだという点に着目された。そして、(i)この「汚穢」「沙泥」をいわゆる「穢」とみなし、(ii)穢れた場所に安置されていた仏像が他所に移されるはずがないと論じられたのである。氏の議論の焦点は、(i)「汚穢」「沙泥」がいわゆる「穢」観念とただちに結びつくのかどうか、(ii)穢所にあった仏像が移座する可能性は少ないという理解が妥当かどうか、の二点にある。

まず(i)について。まずもつとも重要な論点は、「汚穢」という言葉の意味である。次頁の表3は、九世紀から十世紀にかけて史料にあらわれた「汚穢」の用例を一覧にしたものである。表3を通覧すれば、「汚穢」とは、単に「汚物」を意味しており、これがもつとも一般的な用例であることが知られよう。また17のように、単に「よごす」という意味で、動詞として用いられる例もある。長岡氏は、「汚穢」をただちに「穢」とみなしている点で、大きな問題がある。

次に、「穢」観念を考える際に参考になるのが、三橋正氏の議論である(同「平安貴族社会と穢」、『日本古代神祇制度の形成と展開』法蔵館、二〇一〇年。原形初出は一九八九年)。氏によれば、「穢」観念は九世紀に次第に形成されていったものであった。「穢」という独立した観念は、弘仁年間(八一〇―八二四)に制定された『弘仁式』の段階では、いまだ存在していなかった可能性が高いこと、またそれから後の承和三年(八三六)になってはじめて、六国史に「穢」という言葉があらわれること、の二点を、氏は指摘されている。すなわち九世紀後半になってはじめて、「穢」観念が確立するというのである。

こうした三橋氏の議論を参照すれば、神願寺を「汚穢」とする史料は、六国史に「穢」という言葉があらわれる以前のものということになる。この点からしても、「汚穢」と「穢」観念とをただちに結びつけるには慎重になるべきことが知られるだろう。

(ii)について。仏像の移座に関して長岡氏が注目された史料に、天平六年十月十四日太政官符(『貞観交替式』嘉承二年閏十二月五日太政官符に所引)がある。

表3 〈汚穢〉の用例一覧

	年 月 日	西暦	「汚穢」を含む記述	典 拠
1	弘仁 5.閏7.8	814	……敢因斯義、欲獻久矣。然猶狼藉汚穢、還恐塵聖眼……	遍照發揮性靈集 4、獻梵字并雜文表
2	弘仁 6. 2. 9	815	……頃者京中諸司諸家、或穿垣引水、或壅水浸途。宜仰所司咸俾修營、不責引流水於家内、唯禁露汚穢於墻外……	三格 16 道橋事、弘仁 10.11.5 官符／三格 16 堤堰溝渠事、貞觀 7.11.4 官符
3	弘仁 6. 3. 2	815	制。蕃国之使入朝有期、客館之設常須牢固。頃者疾病之民就此寓宿、遭喪之人以為隱處、破壞舍垣汚穢庭路。宜令彈正台并京職檢校。	日本後紀
4	天長 3	826	……謹案 勅〔 〕每年巡察彈正檢巡京中及東西市諸寺、糺彈非違〔 〕破損汚穢等者。又云、凡宮城内外及汚穢者……	三格 4 加減諸司官員并廢置事、同日官符
5	承和 11.11. 4	844	応禁制汚穢鴨上下大神宮辺河事……但欲清潔之、豈敢汚穢。而遊獵之徒就屠割事、濫穢上流、經触神社。因茲汚穢之崇屢出御卜……	三格 1 神社事、同日官符／類国 5
6	承和 11.11. 4	844	……而王臣家人及百姓等、取鹿鹿於北山、便洗水上、其末流來触神社。因茲汚穢之崇屢出御卜。雖加禁制、曾無順憤者……	続日本後紀
7	承和 11.12.20	844	……以在比郡神戶百姓、分番令禁守。若致汚穢永出神戶……	三格 1 神社事、同日官符
8	齊衡 2. 9.19	855	去弘仁六年二月九日立格既畢。而近渠之家、大穿水門好絶溝流。垣基因茲屢頽毀。道上為之湿惡……但無害公私者聽置樋引水、不得因茲流出汚穢湿損道路。	三格 16 堤堰溝渠事、同日官符
9	天安 2. 3.12	858	宣命日、……頃年恠異屢示、其由乎卜求尔、掛畏岐山陵乃御在所乃近地尔汚穢事触行已止不止之所致止卜申世利……汚穢事可令糺潔支状乎恐見恐見毛奏。	日本文徳実録
10	貞観 2. 4.19	860	……其所獲稻者、収於別庫、期内弁進、專令潔清、莫触汚穢……	三格 10 供御事、同日官符／政要 24
11	貞観 4.12. 5	862	……頃年之間、不勞祇承、不掃汚穢、路頭多有人馬骸骨、既見穢惡……	三格 1 祭并幣事、同日官符
12	貞観 5. 5.22	863	勅遷山城国広幡神……以旧社近於汚穢也。	日本三代実録
13	貞観 8. 9.25	866	……又御陵乃前頭尔嘉祥寺乃食堂乎作天、汚穢事等在介。因茲令破弃天潔久掃奉志牟……	日本三代実録
14	貞観 16. 7. 2	874	大宰府言、薩摩国従四位上開聞神山頂、有火自燒、煙薰滿天、灰沙如雨。震動之声、聞百余里。……求之蒼龜、神願封戸及汚穢神社。仍成此崇……	日本三代実録
15	貞観 18. 7.23	876	彈正台起請二事。其一事、請停止左右京職官人贖銅貶奪考禄日、天長四年九月廿日格云、弘仁六年二月九日格云、不責引流水於家内、唯禁露汚穢於墻外、然則有壅浸之禁、無掃清之制。因之有勢之家、都無掃清……	日本三代実録（三格 20 斷罪贖銅事、同日太政官符）
16	元慶 6. 9.27	882	……而今出自京極至近江堺、無人祇承不掃汚穢……	三格 1 祭并幣事同日太政官符／類国 3／三実、元慶 6.10.27 条／政要 24
17	寛平 5. 7. 1	893	……至于烏合之衆、不知其物之用、操刀則削几案、弄筆亦汚穢書籍……	本朝文粹 2、書齋記
18	寛平 7. 6.26	895	……仍四至之内、放牧神馬、禁制狩獵。而国栖戸百姓并浪人等、寄事供御、奪妨神地、屢触汚穢、動致咎崇……	三格 1 神社事、同日官符
19	延喜 9. 6. 9	909	召官寮、有霖雨御卜。官申云、巽大神依汚穢所致……	扶桑略記 23 裏書
20	延喜 18. 8.20	918	召寮占霖雨由、乾方陵依汚穢所致云々。	扶桑略記 24 裏書
21	延喜 19. 6.24	919	召官寮卜不雨之由。坤巽辰戌近陵有汚穢。	扶桑略記 24 裏書
22	康保 1.11.21	964	定額僧淨蔵入滅……乍立加持、腹中汚穢令其護法踐出、鼻香滿室、即以甦生……	扶桑略記
23			凡宮城内外非違及汚穢者、每日忠已下糺察。但禁中者不須。	延喜彈正台式
24			凡台巡業京裏、嚴加決罰令掃清。在宮外諸司并諸家掃除当路、又置樋通水、勿露汚穢……	延喜彈正台式

* 典拠欄の略称は次のとおり。三格 = 類聚三代格、類国 = 類聚国史、政要 = 政事要略。

これには、「諸寺仏像経巻、安置穢所、露_レ当風雨。理不_レ可_レ然。宜_レ取集安_レ置淨寺一処、以令_レ施香礼拝供養」とあり、「穢所」にあった仏像や経巻は、取り集められて淨寺に安置し、施香礼拝供養するよう命じられていた。

長岡氏はこれについて「穢所の仏像は、かつて帰属していた堂宇における意義を失い、集められた多くの像の一つという程度の位置づけとなり、また、けがれを除くために、特に礼拝供養する必要の生じたことが読み取れる。言い換えれば、これは、仏像も穢所にあった場合には、けがれを負ったことを示している」と解釈されている。しかし、右の天平六年の太政官符は、風雨にさらされるような「穢所」の仏像や経巻を、淨所に移すように命じたものである。ここから、「穢所」にあった仏像は移動が忌避される存在であったとみるのは、難しいように思う。

少し後の史料になるが、「尊意僧正贈伝」（『統群書類従』第八輯）の記述も参考になる。ここには、「生前之勤、修_レ補破壊古仏之像、令_レ具相好。採_レ無王之仏木、令_レ造_レ尺迦薬師觀音像。造_レ立一蔵、称曰_レ卒都婆蔵、積_レ納山上風散雨湿之經典」とある。この史料からも、古仏像や風雨にさらされた經典が忌避される存在であったとは読み取れないのである。

以上、(i)「汚穢」は一般的には「汚物」という意味であり、九世紀前半の時点で「穢」觀念と結びつく可能性は乏しいこと、(ii)「穢所」にある仏像の移動は一般的におこなわれていたこと、をみてきた。したがって「汚穢」を「穢」とみなし、穢れた場所にあった仏像は移座される可能性が少ないとする長岡氏の主張は、根拠を失うことになる。

なお、吉江崇氏は、古写本の調査から『類聚三代格』の「沙泥」は、本来「汚穢」の誤写ではなかったかと推定されている。その上で、氏も、「長岡龍作は、神護寺薬師如来立像について考察する中で穢れとされた神願寺の像が神護寺に移され、本尊として迎えられた可能性は少ないと論じたが、ここに言う「汚穢」が『延喜式』が記す触穢規定のような厳格なものだったとは考え難い」と指摘されている（『石清水八幡宮創祀の周辺』『日本歴史』七五三、二〇一一年二月）。

(15) 福山敏男「神護寺承平実録帳と神護寺諸堂記」（註4の前掲書。初出は一九四〇および一九五八年）。註9の前掲書、註2丸山氏前掲論文の写真図版を参照した。

(16) 解由制度については、牛山佳幸「諸寺別当制の展開と解由制度」（同『古代中世寺院組織の研究』吉川弘文館、一九九〇年。初出は一九八二年）、佐藤全敏「東大寺別当の成立」（同『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年。初出は二〇〇三年）を参照。

(17) 前註の牛山氏前掲論文。ただし、有実・無実にかかわらず全ての資財が記載され

ていることなどに注目すれば、本史料は「奏文」ではなく、同じく勘解由使によって奏文後に作成される、いわゆる「長案後紙」である可能性も十分にある。その場合でも、本稿の論旨に異同はない。なお、「勘解由使奏文抄」の理解については、佐藤全敏氏より種々ご教示いただいた。

(18) 奏文は、奏上が終わると太政官に下され、外印を押印された上で、勘解由使局に下された。さらに諸寺の場合は、治部省に下付されることになっていた。牛山氏は、この「勘解由使奏文抄」の原本が、治部省から、さらに僧綱所を通じて神護寺に下され、それが後世まで伝来したものであらうと指摘しておられる（註16の牛山氏前掲論文）。

(19) 現存する「勘解由使奏文抄」の写本には、本像の寸法が「二尺六寸」と記されており、『神護寺略記』に引く同史料の記述「五尺五寸」とは異なることから、数値の相違が問題視されたことがあった（詳しくは、毛利久「神護寺薬師如来立像の問題」、同『日本仏教彫刻史の研究』法蔵館、一九七〇年。初出は一九四八年など）。

しかし、史料の書写年代などを勘案すれば、福山敏男氏や竹内理三氏が判断しておられるように、写本に記された「二尺六寸」は、誤写とみるのが穏当である。

なお註2の丸山氏前掲論文および牛山氏前掲論文においても、この問題について独自の理解を示されている。

(20) 註16の牛山氏前掲論文。
(21) 史料3でみたとおり、定額寺においては、資財帳提出の停止期間中であっても、国司によって資財の調査がおこなわれた。平安時代初期において、国司の任期は四年ないしは六年であった。十五年間におよぶ弘仁年間に、国司が交替しなかったとは考えられず、この間、定額寺であった神願寺が資財帳を作成する契機は何度もあった。

(22) 山本崇「秋篠庄と京北条里」（『続日本紀研究』三三四、二〇〇〇年二月）、註1の齋藤氏論文。

なお齋藤氏は、秋篠寺と神願寺がともに怨霊調伏のための寺であり共通項が多いことから、秋篠庄に近接する場所に、神願寺が所在した可能性を指摘しておられる。長岡氏、中野氏も、齋藤氏の説を有力視される（註2の長岡氏論文および中野氏の論文）。しかし神願寺の秋篠庄は、数ある神願寺領のうちの一つにすぎない。莊園と寺の所在地とは直結するものではなく、現時点で秋篠庄の近くに神願寺があったとみるのは難しいように思う。

ちなみに、神願寺の所在地については、後世の史料に、①神願寺と神護寺を同地とする説（『伊呂波字類抄』など）、②大和国当麻寺の上にあったとする説（『參語集』）、

③河内国にあったとする説(『神皇正統記』)、④山城国男山、すなわち石清水社付近とみなすもの(『東宝記』、『八幡愚童訓』など)、諸説がある。男山南麓に八世紀末にさかのぼる西山廃寺が見つかったことから、これを神願寺と結びつけ、④の男山説を推す論考が多いようである。神英雄「山城国男山における古代「甘南備」信仰」(『龍谷史壇』九九・一〇〇、一九九二年一月)など。また長谷部将司氏も、神願寺が男山南麓にあったとする神氏の説を支持され(『忠臣』清麻呂像の完成)、同『日本古代の地方出身氏族』岩田書院、二〇〇四年)、この長谷部氏の論考にもとづいて、井氏一稔氏は神願寺の成立背景を論じておられる。

こうした説の最大の論拠は、西山廃寺が一(三メートルの黄褐色砂層に覆われていたことが、神願寺が「地勢沙泥」史料)であったことに合致するとみる点にある。しかしながら、砂層は十三世紀以降の堆積であることが確実であり、この砂層堆積を神願寺の「地勢沙泥」と結びつけるのは牽強付会との誹りを免かれない、とされる(註14の吉江氏前掲論文参照)。福山敏男氏(註4前掲論文の補注)、山本崇氏、吉江崇氏がそろって指摘しておられるように、神願寺の所在地はなお不詳としておくのが穏当であろう。

- (23) 『改訂史籍集覽』 十一。
 (24) 一切経書写事業の詳細は、註14の吉江氏前掲論文を参照。
 (25) 註2の中野氏a論文。
 (26) 註2の井上正氏前掲論文、安藤佳香「勝尾寺薬師三尊像考―神仏習合の一証左として―」(『仏教芸術』一六三、一九八五年一月)。
 (27) 註2の齋藤氏前掲論文。
 (28) 註2の浅井氏前掲論文。
 (29) 註2の長坂氏前掲論文。
 (30) 註2の長岡氏前掲論文。
 (31) 註2の中野氏前掲論文。
 (32) 註2の丸山氏前掲論文。
 (33) 註22の長谷部氏前掲論文。
 (34) 註2の井上一稔氏前掲コラム。なお浅井氏も同様に、神願寺は、新都長岡京の外域を守護する意味合いのもとに、長岡京の造営と軌を一にして建立されたと述べておられる(註2の前掲論文)。
 (35) 怨霊思想は、九世紀以降の御霊信仰との関わりのなかで論じられることが多い。しかし、本稿で注目したいのは八世紀末から九世紀初頭頃の怨霊思想であり、後の御霊信仰とは区別すべきものである(西山良平「御霊信仰論」『岩波講座日本通史

第5巻 古代4 岩波書店、一九九五年)。米井輝圭「平安時代の御霊」(同『日本の仏教』三、一九九五年七月)、大江篤「祟」と神祇官の亀卜」(『日本古代の神と霊』臨川書店、二〇〇七年、初出は、一九九四年および二〇〇三年)、柴田博子「怨霊思想成立の前提―七・八世紀における死者観の変容と王権―」(長洋一監修 柴田博子編『日本古代の思想と筑紫』權歌書房、二〇〇九年)も参照。

(36) 前註の柴田氏前掲論文。
 (37) 註22を参照。

(38) 田村圓澄「神宮寺と神前読経と物の怪」(同『飛鳥仏教史研究』塙書房、一九六九年)、八重樫直彦「空と勝義の孝―古代仏教における怨霊救済の論理―」(石田一良編『日本精神史』ペリカン社、一九八八年)など参照。

(39) 『扶桑略記』延暦十六年正月十六日条。

(40) 註38の前掲論文、直木孝次郎「秋篠寺と善珠僧正」(同『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九六八年。初出は一九六三年)ほか。

(41) 櫻木潤「最澄撰『三部長講会式』にみえる御霊」(『史泉』九六、二〇〇二年七月)。
 (42) たとえば天長四年(八二七)九月には、淳和天皇が願主となって、伊予親王母子の霊を慰撫するために法華講会が修されている。この法華講会については、武内孝善「弘法大師と法華講会―天長皇帝為故中務卿親王講法華経願文―考」(『中川善教先生頌徳記念論集 仏教と文化』同朋舎出版、一九八三年)、櫻木潤「嵯峨・淳和朝の「御霊」慰撫―性霊集」伊予親王追善願文を中心に」(『佛教史学研究』四七―二、二〇〇五年一月)参照。これとは別に、伊予親王母子のために造像がおこなわれたことが知られる。その際の願文「東太上為故中務卿親王造刻檀像願文」(『遍照発揮性霊集』巻第六)には、「伏願藉此勝業、拔翊梵魂(ここにひれ伏して願うことは、このたびの造像の勝れた行いによって、孤独な靈魂の苦を抜き済度すること)」とある(現代語訳は、『弘法大師空海全集』第六巻、筑摩書房、一九八四年を参照した)。この願文においても、苦悩する靈魂を済度することが願われていることが知られる。

(43) 『密教大辞典』(法蔵館、一九三一年)によると、「壇法」とは「修法壇の莊嚴法」とある。また壇は、本来サンスクリット語の「曼荼羅」のことであり、構造や用途などによって大壇、小壇などがあり、壇の形状は修法の種類に応じて相違する。なお、「壇場」「壇法」はともに、漢訳の密教經典によくみられる語であることに留意しておきたい。

(44) 註2の浅井氏前掲論文。

(45) なお、表2の3は、『日本三代実録』貞観八年(八六六)十月二十日条に該当し、

ここには山崎にあった相應寺の縁起について記されている。

勅、山城国乙訓郡相應寺者、元是漁商比屋之地也。往年權僧正壹演泛水觀行橋頭、遭天暑熱、上岸風涼。有一老嫗、避舍猷地。壹演便在其中、聊作壇法、鑿平地中、得旧佛像。因縁相應、靈瑞頻現。太政大臣歎其希有、奏建道場。

これによると、權僧正壹演が、老嫗の献じた土地で「壇法」をおこなおうと地中を平らに削ったところ、古佛像を得たと記されている。この「壇法」は、少なくとも呪詛を目的とするものではなかったとみるのが自然であろう。

(46) 註2の中野氏前掲a論文。

(47) 註2の長坂氏前掲論文。奈良時代に流行した『薬師瑠璃光如来本願功德経』や『仏說薬師瑠璃光七仏本願功德経』（いずれも『大正新脩大藏经』十四）による。なお、『陀羅尼集经典』卷一「薬師瑠璃光仏印呪第二十五」（同十八）は、大陀羅尼呪を誦呪すれば一切の受苦を逃れられとし、薬師经典の注釈『本願薬師经疏』（増補改訂『日本大藏经』九）は、懺悔と持戒のちからによって厭怖呪詛など七難九横を除くことができるとする。

(48) 古代の寺院制度の大枠については、中井真孝「大寺制の成立と背景」（同『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、一九九一年。初出は一九七〇年）、同「定額寺の原義」（同右書。初出は一九七六年）、同「国分寺制の変遷」（同右書。初出は一九八二年）参照。

(49) 私寺の建立禁止については、荒井秀規「延暦二年、私寺建立禁止令について」（明治大学大学院紀要）文学篇二四、一九八七年二月）など参照。

(50) a 中井真孝「神仏習合思想の形成と発展」（季刊『日本学』一一一、一九八三年五月）、b 同「平安初期の神仏関係―特に護法善神思想と神前読経・神分得度について―」（菊池康明編『律令祭祀論考』塙書房、一九九一年）。

(51) 『多度神宮寺資財帳』をめぐる問題については、川尻秋生「多度神宮寺資財帳」の作成目的（註10の前掲書。初出は一九九八年）など参照。

(52) 註50の中井氏前掲b論文。

(53) 『統日本紀』天平十三年閏三月庚戌条。

(54) 直木孝次郎「宇佐八幡と東大寺との関係―正倉院文書の「断簡から―」（註40の前掲書。初出は一九五五年）。

(55) 八幡神入京の経緯については『統日本紀』天平勝宝元年十一月・十二月条に詳しく、記事には錯簡や改変のあることが指摘されており、事実関係の把握には注意を要する（三橋正「大仏造立と日本の神観念」註14の前掲書。初出は二〇〇五年）。

(56) 『新抄格勅符抄』延暦十七年十二月二十一日太政官符。

(57) 筒井英俊校訂『東大寺要録』巻四、諸院章、諸神社、八幡宮所収の弘仁十二年八月十五日太政官符（国書刊行会、一九七一年）。平野博之「東大寺要録巻第四所収弘仁十二年八月十五日官符について―宇佐八幡宮史料批判の一齣―」（上）（下）（『九州史学』二二・二四、一九六三年二月・七月）参照。

(58) 善珠による薬師经典の注釈書『本願薬師经抄』は、天応から延暦十六年（七八一―七七七）の間に、何らかの法会の開催に関連してあらわされたものではないかと考えられている。この注釈書は、懺悔と持戒の功德が強調されている点に特徴があるとされ、その功德によって七難九横の災難を除くことなどが説かれている。『本願薬師经抄』の基礎的な理解や意義については、名畑崇「日本古代の戒律受容―『本願薬師经抄』をめぐる―」（佐々木教悟編『戒律思想の研究』平楽寺書店、一九七六年）を参照。

(59) 山岸常人「悔過会の変容」（同『中世寺院社会と仏堂』塙書房、一九九〇年。初出は一九八四年）、拙稿「醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織（下）」（『美術研究』三九八、二〇〇九年八月）。

なお平安時代初期の薬師信仰の流行を受けて、国分寺の本尊が釈迦から薬師に変更されていたとする理解もあるが、右の拙稿で示したように、むしろ本尊像とは別に薬師如来像が新しく安置された国々があり、場合によっては、それが後に本尊に置き換えられるようになったとみられる。

(60) 註42の武内氏および櫻木氏前掲論文。

(61) 註35の米井氏、註40の直木氏前掲論文など。

(62) 長谷川誠「薬師如来及び両脇侍像」（『大和古寺大観』第五卷、岩波書店、一九七八年）。

(63) 註26の安藤氏前掲論文など。

(64) 註38の田村氏前掲論文、註35の米井氏前掲論文。

(65) こうした目に見えぬものたちの苦悩からの解放は、この時代の課題だったとされる（註35の米井氏前掲論文）。

(66) 註42の櫻木氏前掲論文。

(67) 註2の長坂氏前掲論文に、神宮寺本尊の尊格がまとめられている。

(68) 八世紀末頃の薬師信仰の理解をめぐるのは、上島亨氏よりご助言を得た。

附記

第二章の内容は、歴史学分野の方々からの多くの「示教・示唆」があつてようやくな

ったものである。その検討結果は、日本宗教文化史学会第十四回大会で報告したが、その際には牛山佳幸氏より、「弘仁資財帳が神願寺資財帳であることは、歴史学分野からすれば、史料からみて自明のことである」とのご指摘をいただいた。歴史学分野における史料読解の水準を意識して今後研鑽に励んでいきたい。

挿図は、『日本彫刻史基礎資料集成 平安時代 重要作品篇』第二卷（中央公論美術出版、一九七六年）より転載させていただきました。

（さらい まい・企画情報部研究員）